

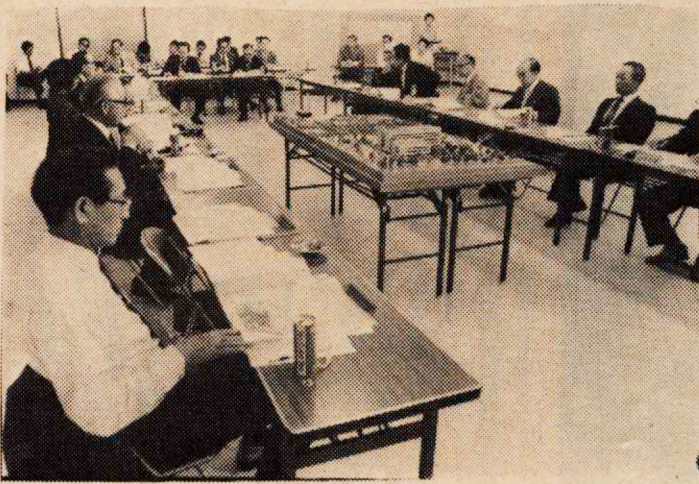
多くの都道府県で高さ制限の特例

緑の景観保持にカコブ

新庁舎の建設計画 市が環境保全審議会に説明

別府市環境保全審議会(会長・賀川光夫別府大学教授、21人)が十四日午後一時半から国際観光会館三階会議室で開かれ、市側から①新市庁舎建設基本計画

②南部再開発事業の概要③中学校の新設計画―など五項目について説明を受けた。
新庁舎建設などは正規の諮問事項ではないが、とくに重要な



市側の説明を受ける別府市環境保全審議会

項目については市側が概要を説明して、同審議会の意見を聞く定めになっている。

審議会では、酪屋市長が庁舎建設について「各委員のご意見を賜り、緑の中の調和のとれた新庁舎建設に向けて万全の配慮を加えてまいりたい」とあいさつ。さらに市長は、庁舎建設用地が県条例で風致地区に指定されて、建物の高さが十五メートル以内(新庁舎建設計画では行政棟の高さが二十六・九メートル)に制限されている問題について「同条例

計画を立てて、むしろ緑木を増やす考えです」と述べ、県に但し書適用を求めいく方針を改めて表明した。

④市の調べによまると、五十三年度から三十二年に風致条例の但し書適用を受けた件数は全国で八十九件もあり、十五都道府県に及んでいる。東京都のホテル・ニューオータニ(高さ百四十四メートル)や赤坂プリンスホテル(同百三十九メートル)も但し書適用で実現しているという。

キンモクセイなどを植栽して緑を増やす。別府公園との調和は十分配慮して、庁舎の庭及び建物の意匠を工夫して、周辺の環境にマッチした新庁舎とする」と答えた。各委員からは、これといった異論もなく、市の基本計画に対して好意的な反応を見せた。

には、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行なわれる土地及びその周辺の風致と著しく不調和でなく、かつ敷地について風致の維持に有効な措置が行なわれていることが事実と認められる場合においては、この限りではない」との但し書規定がある。従って別府市庁舎については40%の建ぺい率の規制ではあるが、これを34%に押しさえ空地を確保しており、植栽

市側の説明を受けて審議会委員から「新庁舎のヘイト植栽の関係はもうなるのか」「周辺の環境を守るうえで、現在植生している緑はどのように生かすのか」「真向かいの別府公園(天皇即位50年記念公園)との調和はどうか」などの質問があり、市側は「新庁舎の周囲は植栽で囲う。緑の保全については、建築に支障のあるもののみを移植するほかは、現在ある赤松を中心に新たに市花オオムラサキ、市木の